

審査基準等取扱要綱

(平成9年1月10日例規(警)第1号)

改正 平成13年9月20日例規(広)第89号

第1 要旨

この要綱は、行政手続法(平成5年法律第88号)及び山形県行政手続条例(平成8年3月県条例第9号)(以下「行政手続法等」という。)の規定に基づく審査基準(標準処理期間を含む。)及び処分基準等(以下「審査基準等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 備付け

公にするための審査基準等は、簿冊として備え付けることとし、当該簿冊の区分及び内容並びに備え付ける所属等(以下「備付け所属等」という。)は、別表のとおりとする。

第3 保管管理者

- 1 審査基準等の保管管理者は、警察本部にあつては備付け所属等の所属長が指定した課長補佐とし、警察署にあつては備え付け所属等の課長(課制でない場合にあつては係長)とする。
- 2 審査基準等の保管管理者は、審査基準等の適正な保管管理に努めるほか、補正等があつた場合の加除等及び閲覧を求められた場合の対応について適正を期すよう部下職員を指導しなければならない。

第4 補正等

行政手続法等が適用される処分について規定する法律及び条例等(以下「法令」という。)の改正等があつた場合は、当該法令を所管する所属(以下「法令所管所属」という。)の所属長及び担当者並びに警務部広報相談課長(以下「広報相談課長」という。)は、次により必要な措置を講じるものとする。

- (1) 法令所管所属の担当者は、法令の改正等による審査基準等の補正、新規作成及び削除並びに審査基準等を定めない旨及びその理由の決定の必要の有無を精査しなければならない。
- (2) 前号の必要がある場合は、法令所管所属の所属長は、補正し、新規作成し、若しくは削除する審査基準等又は審査基準等を定めない理由を、所要の決裁を受けた上で速やかに広報相談課長に通知するものとする。
- (3) 広報相談課長は、備付け所属等の所属長に対して、補正し、新規制定し、又は削除

する審査基準等の加除その他必要な措置を通知するものとする。

第5 調査

広報相談課長は、行政手続法等の施行状況並びに審査基準等の作成及び備付け状況に関する調査を、必要に応じて行うものとする。

別表

区 分	内 容	備 付 け 所 属 等
行政手続法関係	法律等の規定に基づく処分に係る審査基準等	警務部広報相談課 各警察署警務課(係)
交通規制関係	交通規制に関する処分に係る審査基準等	
山形県行政手続条例関係	条例等の規定に基づく処分に係る審査基準等	
行政財産使用許可関係	委任を受けて各警察署長が行うこととなる行政財産使用許可等の処分に係る審査基準等	